

国際人権NGOの連帯へ

今年七月二十八日、法律家、研究者、ジャーナリスト、NGO関係者などが中心となって、新しい国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」を設立した。主にアジア地域での人権分野の国際協力活動、国連など国際社会の場における人権活動、そして国内での国際人権基準の啓発・国際人権基準の実現のための活動を行う予定である。紙面をお借りして設立の経緯と初心をご紹介させて頂きたい。

「ヒューマンライツ・ナウ」の構想は、昨年十二月、私を含む、ニューヨーク留学中の若手・中堅弁護士が、



伊藤 和子

世界の法律家たちのスケールの大きな活躍に触発され、彼らの活動の拠点になっていた各国の人権NGOの活動に共感したことから生まれた。

アメリカには、フルタイムで人権活動に二十四時間集中する人権NGOが存在し、人権のスペシャリストとして大きな存在意識を持つ。ヒューマンライツ・ウォッチやアメリカ自由人権協会などの人権NGOは多数のスタッフ弁護士を擁し、訴訟だけでなく、政策提言活動も行い、国内にとどまらず、国境を越えて他国の深刻な人権侵害問題について世界

で発言し、大きな変化をもたらしている。

人権NGOは欧米に限らない。私は、留学中に会った途上国の公益弁護士から、彼らや先達たちが、圧倒的な人権活動の経験と、人権侵害などの深刻な人権侵害をやめさせ、自由を実現するために、九〇年代に自国に人権NGOをつくり、人権の国際基準を必死に学び、国際機関の力を借りて国内で人権のキャンペーンを展開し、幾多の困難を越えて前進を切り開いてきたことを聞き、心から感銘を受けた。このように欧米でも途上国でも、法律家を中心となって人権NGOを立ち上げ、人権をめぐる状況を前進させ、

# アジアと日本における人権の主流化を目指し

## ヒューマンライツ・ナウへ参加を

〇と連携し、主にアジアでの人権分野での国際協力活動、国連など国際社会の場における人権活動、そして国内での国際人権基準の導入のための諸活動をしていくために、ヒューマンライツ・ナウをつくることにした。国際的な人権NGOとの連帯は、一方で、私たちが人権分野でアジア地域など世界に貢献する活動の道を開くことであり、同時に世界の先進的な人権活動や国際的な人権基準から学び、国内の人権状況の前進につながることを考える。

### 国境を越えた協力活動に

特に、ヒューマンライツ・ナウの

二十一世紀初頭に発生した、アフガン、イラク戦争を契機に、世界のなかで、紛争と基本的な人権の否定によって苦しんでいる幾多の人々の現実はいよいよ浮き彫りになってきている。この時代に生きる法律家として、地球の一市民として、紛争や重大な人権侵害に苦しみ、尊厳を否定されている人々のために、そして、困難な中で人権のために活動している人々と一緒に、人権分野の国際的な貢献にかかわっていくことができれば、と思う。法律という非暴力のツールを使って、だれもが人権を保障される、平和な社会を構築するために、協力をしていきたい。

十年後二十年後を見据えて、日本社会とアジア地域において存在意義のある人権NGOに成長し、日本とアジア地域の人権のメインストリームに貢献できるようにするために、多くの方のご理解とご支援が必要である。是非多くの法律家の方々にこの新しい挑戦を支えて頂ければと思う。ヒューマンライツ・ナウへの入会と、積極的な活動への参加を是非お願いしたい。

### 「ヒューマンライツ・ナウ」

理事長・阿部浩二(神奈川大学教授)。

活動内容・アジアを中心とする人権の国際活動、国連における人権活動、国際人権水準の日本への導入。会員・正会員11年会費一万円、学生三千円、賛助会員11五千元。事務所所在地・〒100-8605東京都台東区東上野1-20-6丸善ビル3階。ホームページhttp://www.humanrights.org/。ご連絡・入会申し込みはE-mail: info@ngo-hnno.org。

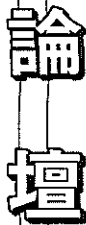
「国境なき医師団」が、紛争地で医療を提供するように、私たちは、人権侵害の現場に駆けつけて早期警告を世界に発信し、改善を求め、紛争で傷ついた社会に法制度の支援を行い、過去の人権侵害を裁くプロセスを応援し、紛争や人権侵害の予防・再発防止に貢献したい。また、アジアでのネットワークを広げ、抑圧と紛争のないアジア地域を作る、未来志向のオールタナティブを作りたい。

### 弁護士を専門スタッフに

そのような思いで生まれた、ヒューマンライツ・ナウであるが、すべ

国際社会・地域社会において人権を前進させるうえでの主要なアクターとなり、存在意識を高めている。振り返って国内を見ると、国際水準の人権が達成されているといえない状況であり、アジア地域をみてい、貧困による人身売買や児童労働、拷問、ODA開発をめぐる人権侵害など、重大な人権侵害があるにもかかわらず、私たちがかわる機会が少ない。

そこで、私たちは世界の人権NGO



論壇

長、東京弁護士会会員)